

日の出町ホームページバナー広告掲載取扱要領

平成25年10月7日

日の出町訓令第10号

(趣旨)

第1条 この基準は、日の出町広告事業実施要綱(平成25年日の出町告示第57号)(以下「実施要綱」という。)第3条第1号に掲げる「町のホームページ」にバナー広告を掲載するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、バナー広告とは町のホームページから広告主が指定するホームページに直接移動させるための広告画像をいう。

(規格)

第3条 バナー広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 縦40ピクセル
- (2) 横170ピクセル
- (3) 4キロバイト以内
- (4) J P E G又はG I F形式(データは静止画とし、特殊な効果は含まないものとする。)

(掲載位置)

第4条 バナー広告の掲載位置は、町ホームページのトップページとする。

2 町長は掲載されているバナー広告を不規則に抽出し強調することができる。

(平成27年訓令4・一部改正)

(掲載数)

第5条 バナー広告掲載数は、8枠とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは掲載数を増やすことができる。

- (1) 第18条の規定による掲載期間の延長
- (2) 町長が特に認めるとき。

(平成27年訓令4・一部改正)

(掲載順序)

第6条 バナー広告の掲載順序は、届出順に次の表のとおりとする。ただし、掲載期間の終了等により空欄の枠が生じたときは、順序を繰り上げる。

1	2	3	4
5	6	7	8

(平成27年訓令4・一部改正)

(掲載料)

第7条 バナー広告掲載料(以下「掲載料」という。)は、バナー広告1件当たり月額10,000円とする。

2 国、地方公共団体及びその外郭団体等が非営利目的で広告を行う場合等又は町長が特別な理由があると認めたときは、バナー広告掲載料を減免することができる。

(掲載料の割引)

第8条 前条の規定にかかわらず、バナー広告主が長期の連続掲載を申し込み、認められた場合は次のとおりバナー広告掲載料を割引することができる。

掲載期間	割引率	掲載料 (円/月)
6～11か月	10%	9,000円
12か月	20%	8,000円

(掲載の募集)

第9条 バナー広告掲載の募集は、広報紙及びホームページへの掲載等により行うものとする。

(掲載の申込み及び決定)

第10条 申込者は、日の出町バナー広告掲載申込書(様式第1号)に定める書類等を添えて、掲載期間の初日の属する月の前々月の末日(この日が日の出町の休日に当たるときは、その前日とする。)までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に掲げる書類の内容、デザイン等について、不相当と認める部分があるときは、当該申込者にその部分の修正を求めることができる。

3 町長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査の上、掲載の可否を決定し、申込者に決定通知書(様式第2号)を送付するものとする。

4 前項の場合において、掲載を相当と認める申込みが、第5条に規定する掲載数を超えるときは、次の順位により決定するものとする。ただし、同一条件での広告掲載申込みが掲載枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

(1) 公益的法人及びこれに類するものの広告

(2) 私企業のうち、公共的性格のある企業で、町内に事業所等を有するものの広告

(3) 前号に掲げるもの以外の私企業及び自営業者で、町内に事業所等を有する者の広告

(4) その他掲載する広告として適当であると町長が認めるもの

(掲載料の納付)

第11条 バナー広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、バナー広告掲載開始予定日の7日前までに掲載料を町に前払で納付しなければならない。

(原稿の作成及び提出)

第12条 バナー広告の原稿は、町長が指定する方法により広告主の負担で作成し、提出するものとする。

(掲載期間)

第13条 バナー広告の掲載期間は、1月を単位とし、連続する12月以内とする。

ただし、バナー広告主が希望するときは、町長は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

(バナー広告主の責務)

第14条 バナー広告主の責務は、次に掲げるとおりとする。

(1) バナー広告主は、掲載されたバナー広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

(2) バナー広告主は、バナー広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及びバナー広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを町長に対して保証するものとする。

(3) 第三者から、バナー広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、バナー広告主の責任及び負担において解決することとする。

(4) バナー広告主は、リンク先のホームページなどに事故や障害が発生した場合は、速やかに広報を主管する課に連絡し、対応を協議するものとする。

(バナー広告の掲載の取消し等)

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、バナー広告の掲載の取消し若しくは内容等の変更を求めることができる。

(1) 指定する期日までに掲載料を納付しなかったとき。

(2) 広告主の事業又は営業並びにバナー広告から接続されたホームページの内容が不相当と判明したとき。

(3) 広告主の指定したホームページが閉鎖され、再開の見込みのないとき。

(4) 広告主又はその従業者が、国又は地方公共団体の契約において、公正な執行を妨げたと認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が掲載を不相当と認めるとき。

(バナー広告掲載の取下げ)

第16条 バナー広告主は自己の都合により、町ホームページへのバナー広告掲載を取り下げることができるものとする。この場合において、バナー広告主は、書面により町長にその旨を申し出なければならない。

(掲載料の還付)

第17条 既に納付された掲載料は還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(掲載期間の延長)

第18条 掲載期間中に、町の都合により町ホームページを一時的に閉鎖したときは、その閉鎖期間に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、延長しない。

(リンク先の変更)

第19条 バナー広告主は、バナー広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに広報を主管する課に連絡するものとする。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、バナー広告に関して必要な事項は実施要綱の規定を適用する。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月19日訓令第4号)

この要領は、平成27年3月19日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

日の出町ホームページバナー広告掲載申込書

年 月 日

日の出町長あて

所在地 〒

法人・団体名及び代表者氏名

印

担当者名

電話番号

日の出町ホームページバナー広告掲載取扱要領第10条の規定により、下記の書類を添付し次のとおり申し込みます。申込みにあたっては日の出町ホームページバナー広告掲載取扱要領を遵守します。

リンクを希望するホームページアドレス	http://
掲載希望期間	平成 年 月から平成 年 月まで (か月)

記

1 広告原稿

紙にカラー印刷されたものと画像データ

※規格は縦40ピクセル、横170ピクセル、容量4KB以内でJPEG又はGIF形式の静止画

2 会社・団体概要資料

(1) 資格免許証、諸証明書の写しなど、広告掲載申込者の健全性を確認できる書類

(2) 会社案内・パンフレット等、事業概要のわかるもの

日の出町ホームページバナー広告（掲載・不掲載）決定通知書

様

日の出町長

日の出町ホームページバナー広告掲載取扱要領第10条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載を許可します。
	<input type="checkbox"/> 掲載を許可しません。 掲載を許可しない場合の理由
2 掲載期間	平成 年 月から平成 年 月まで（ か月）
3 リンク先URL	http://
4 広告掲載料	金 円 ※支払期日 平成 年 月 日 ※別添の納付書により納めてください。

※掲載に当たっては、日の出町ホームページバナー広告掲載取扱要領の内容を遵守してください。

※支払期日までに広告掲載料が支払われない場合、掲載の許可を取り消します。

※既に納付された掲載料は、原則還付いたしません。